

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 12 日（月）19 時 15 分～20 時 45 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
 - ・ 原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
片岸安全審査官、塩見安全審査官
 - ・ 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当1名
5. 要旨
 - 原子力規制庁から、実施計画Ⅲ章に規定する「水位が安定していること」の判断の運用について以下を検討するよう求めた。
 - 水位が安定していることの判断基準は、水位が増加及び減少の傾向にない状態にあって、5 日間(1 日 1 回)の測定で測定値の変動が±20[mm]以内、これより早く判断する場合は最低 3 日間の測定で±10[mm]以内とするとしている。後者の判断において測定誤差±20[mm]より小さい値となっていることから、運用を見直すよう検討すること。
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、検討する旨の回答があった。
6. その他
配布資料：なし